

個人番号カードで
ますます便利になるコンビニ交付

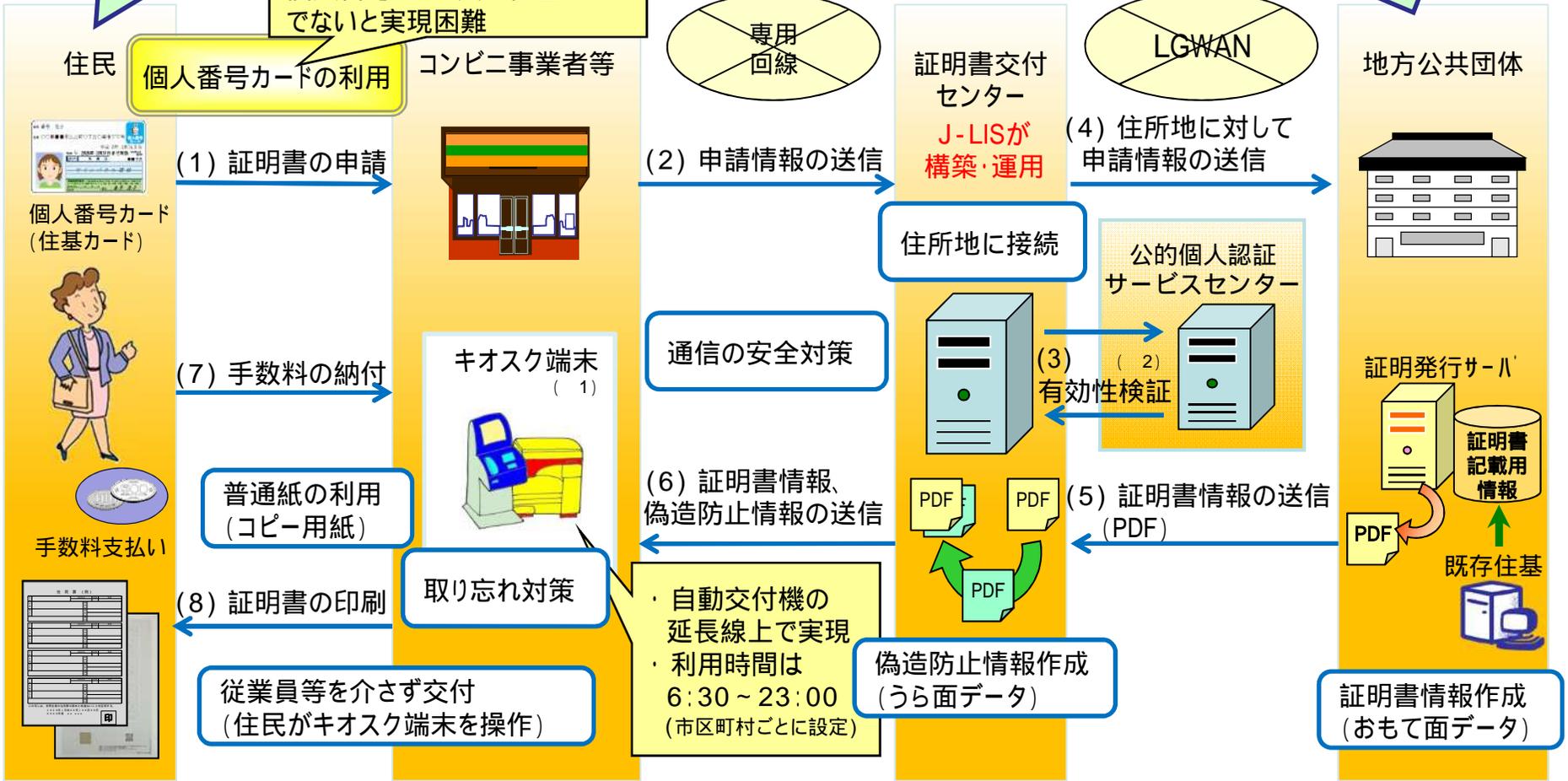
地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
研究開発部

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

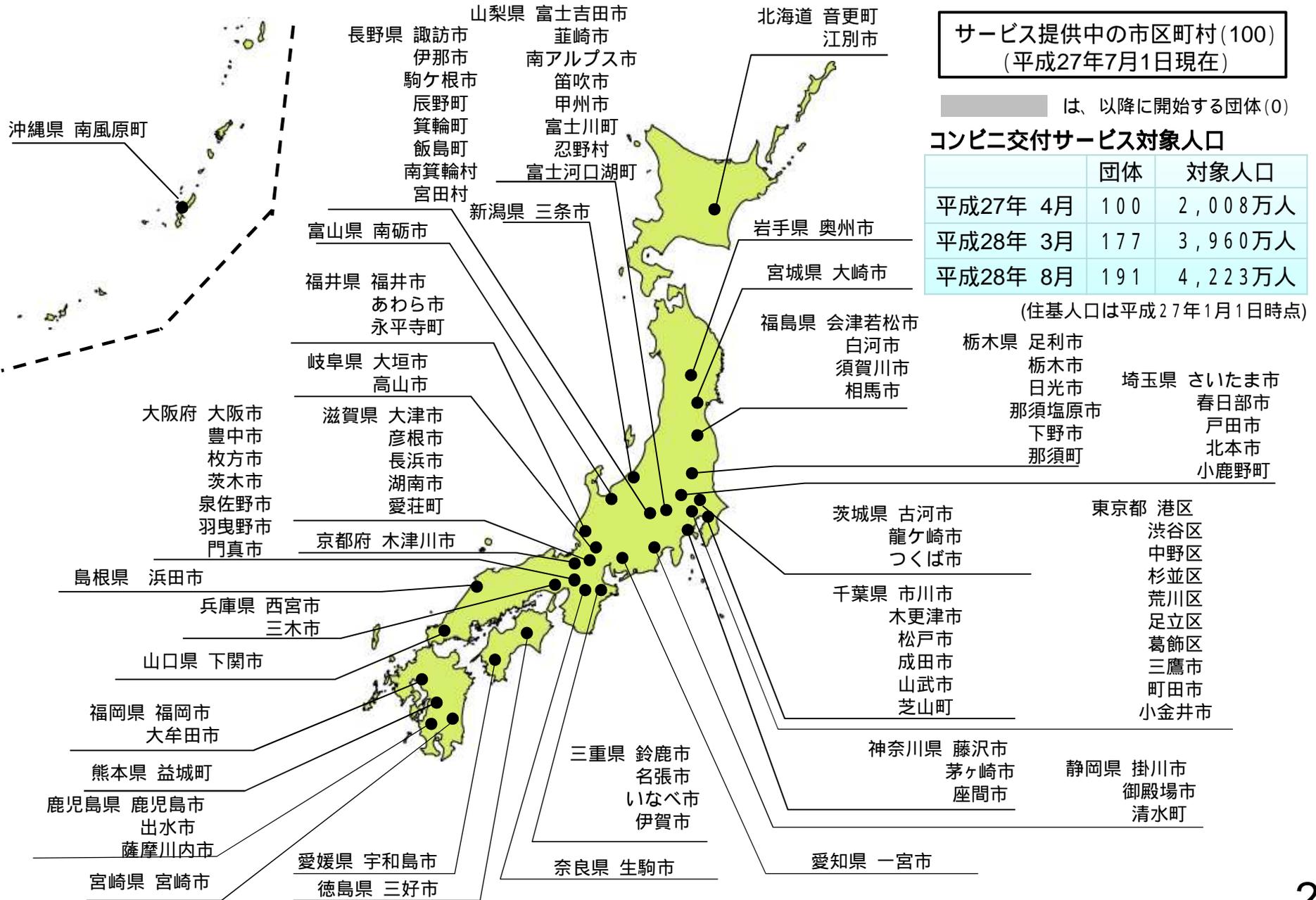
事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

全国共通の仕様が必須であり、個人番号カード又は住基カードでないと実現困難



- (1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
- (2) 個人番号カードで公的個人認証方式利用の場合。

市区町村の参加状況



今後の参加予定団体

(平成27年7月1日現在)

参加(予定)団体数及び各種証明書への取組団体数

稼働状態	年度	月	団体数	提供サービス					
				住	住 (記載)	印	税	戸籍	戸籍附票
稼働中	-	-	100	100	4	100	45	43	31
稼働予定	平成27年度	1月	59	59	11	59	35	24	21
		2月	11	11	0	11	7	7	6
		3月	7	7	0	7	3	3	3
	平成28年度	上期	14	14	2	14	8	8	8
合計 (取組比率)			191	191 (100%)	17 (9%)	191 (100%)	98 (51%)	85 (46%)	69 (36%)

コンビニ交付で交付可能な証明書

証明書種別	交付開始年月	証明書交付割合	備考
住民票の写し	平成22年 2月	48.6%	
住民票記載事項証明書	平成25年12月	0.2%	
印鑑登録証明書	平成22年 2月	43.9%	
各種税証明書	平成24年 2月	4.2%	所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書、固定資産税など市区町村独自に設定可能
戸籍証明書	平成24年 1月	2.8%	
戸籍の附票の写し	平成24年 1月	0.3%	

平成26年度交付実績より

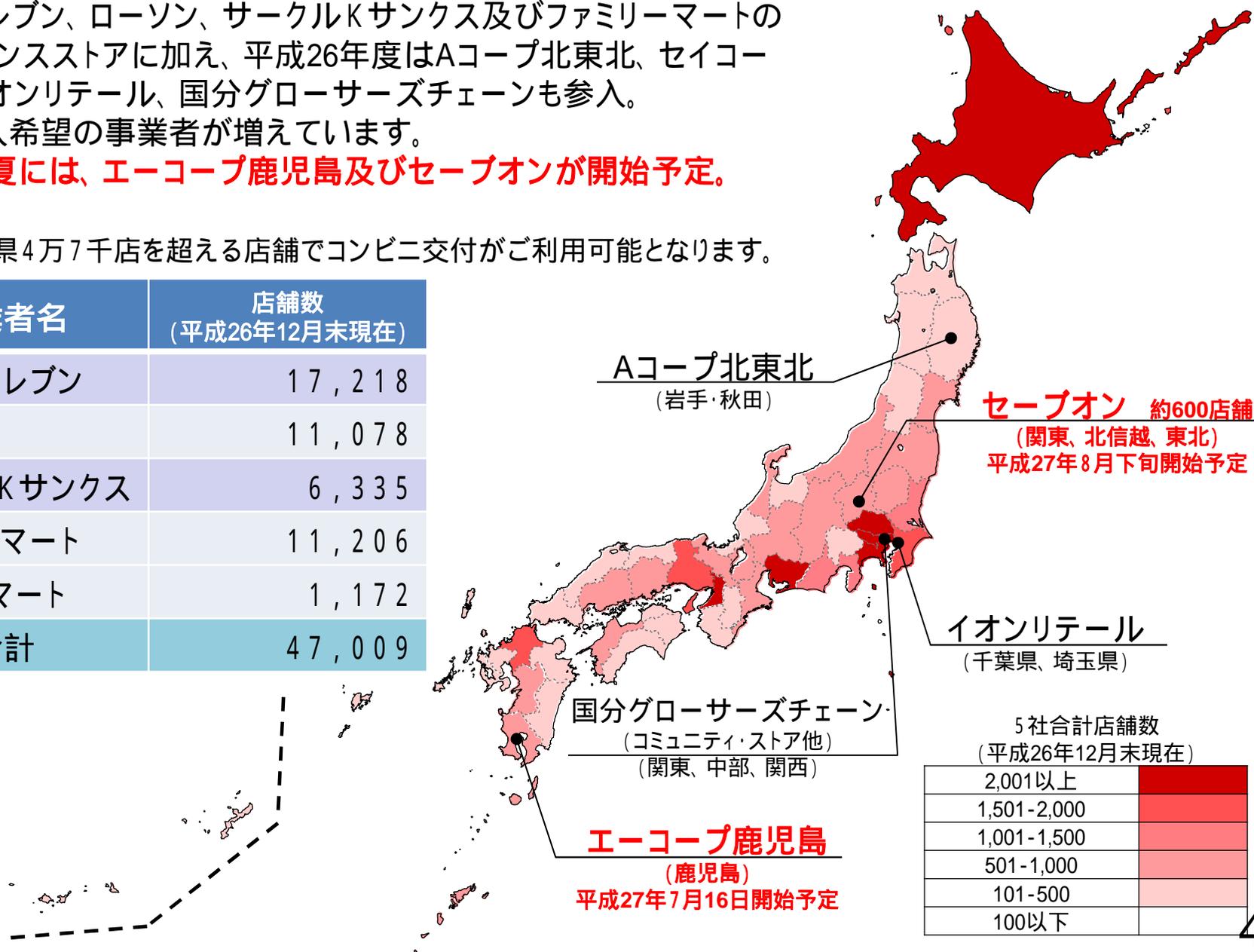
コンビニ交付実施店舗数

セブン イレブン、ローソン、サークルKサンクス及びファミリーマートのコンビニエンスストアに加え、平成26年度はAコープ北東北、セイコーマート、イオンリテール、国分グロースーズチェーンも参入。続々と参入希望の事業者が増えています。

平成27年夏には、エコープ鹿児島及びセーブオンが開始予定。

47都道府県4万7千店を超える店舗でコンビニ交付がご利用可能となります。

事業者名	店舗数 (平成26年12月末現在)
セブン イレブン	17,218
ローソン	11,078
サークルKサンクス	6,335
ファミリーマート	11,206
セイコーマート	1,172
合計	47,009



セーブオン 約600店舗
(関東、北信越、東北)
平成27年8月下旬開始予定

イオンリテール
(千葉県、埼玉県)

国分グロースーズチェーン
(コミュニティ・ストア他)
(関東、中部、関西)

エコープ鹿児島
(鹿児島)
平成27年7月16日開始予定

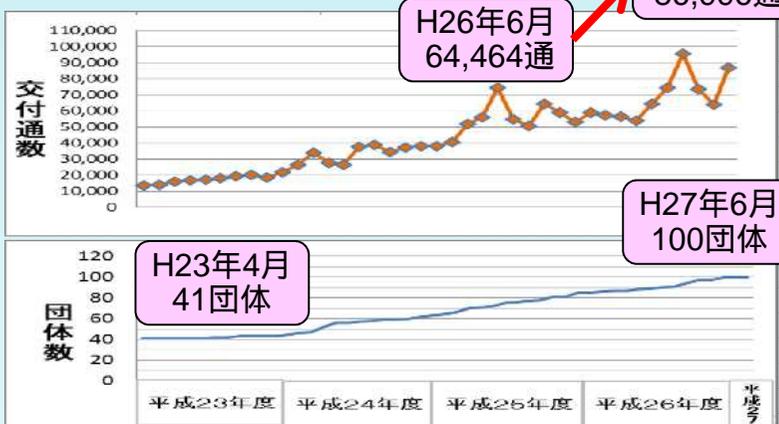
5社合計店舗数
(平成26年12月末現在)

2,001以上	
1,501-2,000	
1,001-1,500	
501-1,000	
101-500	
100以下	

コンビニ交付の利用状況

(平成27年7月1日速報値)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
合計	50,413	64,464	58,871	52,999	58,804	57,144	56,335
団体数	85	86	87	87	88	89	90
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
合計	53,976	64,251	74,419	95,656	73,537	64,087	86,996
団体数	91	94	97	97	100	100	100

事業者別交付通数

No	事業者名	参入時期	月間交付通数	
1	セブン-イレブン	H22.2. 2	51,605	59.3%
2	ローソン	H25.4. 4	14,907	17.1%
3	サークルKサンクス	H25.5.27	5,700	6.6%
4	ファミリーマート	H25.9. 2	14,721	16.9%
5	Aコープ北東北	H26.4.24	5	0.0%
6	セイコーマート	H26.9. 1	34	0.0%
7	イオンリテール	H26.9. 1	9	0.0%
8	国分グローサースチェーン	H27.2. 2	15	0.0%
	合計		86,996	100.0%

年度別交付通数

種別	累計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
住民票	866,300	9,967	53,750	112,343	259,500	360,944	108,432
住記載	1,807				228	1,260	486
印鑑	781,860	9,175	55,938	115,669	215,581	326,237	92,061
税	52,027		68	3,686	12,478	31,075	17,010
戸籍	41,163		224	4,003	12,433	20,518	6,056
附票	4,095		42	321	1,241	2,103	575
合計	1,747,252	19,142	110,022	236,022	501,461	742,137	224,620

交付割合(交付通数の多い市区町村 - 平成27年5月実績 -)

	全体	1位 宮崎市	2位 豊中市	3位 西宮市	4位 足立区	5位 市川市
月間交付通数	64,087	4,923	4,586	3,196	2,902	2,856
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	47.7%	47.1%	48.8%	45.4%	46.5%	53.6%
他市町村でのコンビニ交付割合	21.4%	5.1%	27.6%	26.0%	20.3%	31.5%

住民基本台帳カードの条例利用

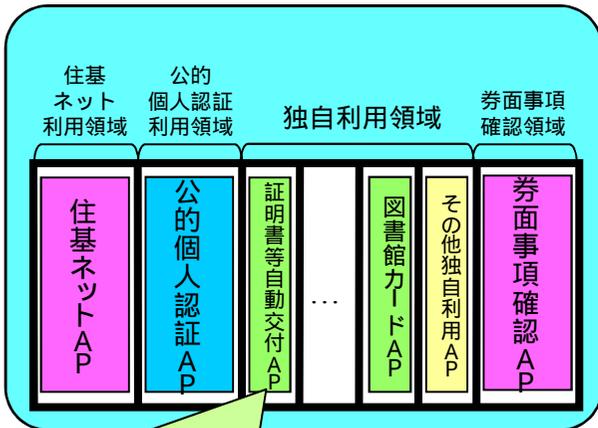
住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



氏名、生年月日、性別、住所を券面に印刷

(ICチップ部分のイメージ)



自動交付機及びコンビニ交付ではこれを利用

本人確認機能

日常生活での本人確認に使えます。

- ⇒ 写真付きのものは、公的な証明書として利用できます。
(例) 金融機関等の窓口での本人確認書類
携帯電話等の契約時の本人確認書類
運転免許証を返納した者の公的証明書

住基ネットでの本人確認に使えます。

- ⇒ 全国どこでも住民票の写しが交付できます。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけに。

インターネットを使った電子申請での本人確認に使えます。

- ⇒ 電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になります。
(例) e-Taxでの確定申告

本人確認機能を強化。

- ⇒ H21.4.20以降券面事項確認領域を設定し、偽変造防止機能を強化。

多目的利用(条例利用)機能

市区町村の条例で定める独自サービスに使えます。

- ⇒ 証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できます。

- ・ 住基カードを条例利用するには、カードAPを随時搭載・削除するためのシステムが必要である。
- ・ J-LISでは、ICカード標準システム(基本システム)として、同機能を提供するシステムを開発し、そのソフトウェアを希望する市町村等に無償で提供している。
- ・ 同システムは、個人番号カードにおいても条例利用を可能とするよう、対応する予定。

個人番号カードのアプリの概要

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面における券面記載情報の改ざん検知 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A (個人番号12桁) 個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B (14桁: 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6 ~ 16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ 個人番号 及びその電子署名データ 4情報 及びその電子署名データ <p>注) 、 については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<p>については、暗証番号(4桁の数字)</p> <p>については、照合番号A(個人番号12桁) これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。</p> <p>については、照合番号B(14桁: 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)</p>
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コードを記録 住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

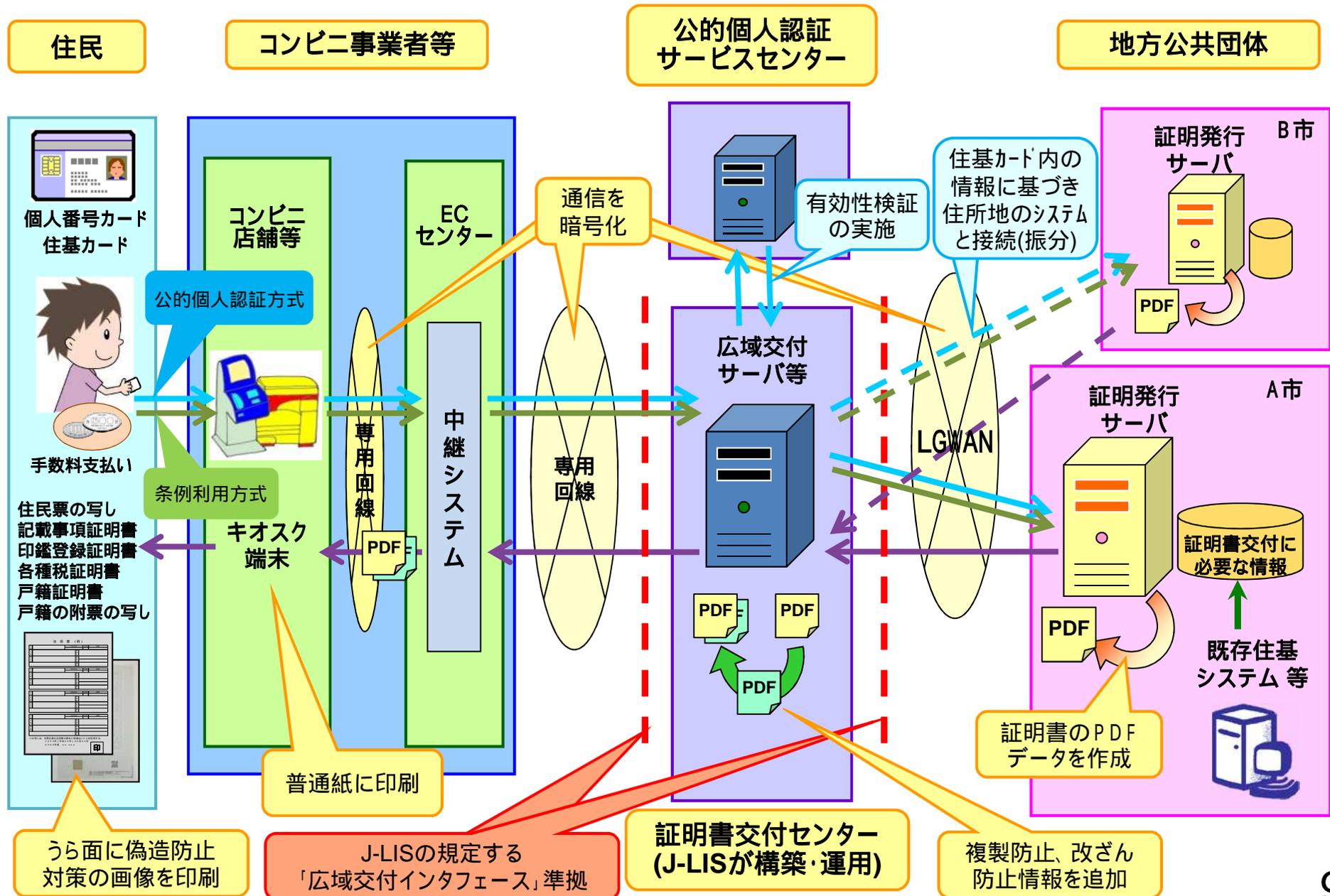
「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不相当。

広域交付システムインタフェース仕様書(第4.0版)の変更点

主な変更点

項番	変更点	内容
1	個人番号カードへの対応	従来の住基カード対応に加え、個人番号カードにも対応 ・条例利用(カードAP)による認証 ・JPKI利用者証明用電子証明書を使用した公的個人認証
2	個人番号の記載有無選択への対応	住民票の写し、住民票記載事項証明書への個人番号の記載を可能とする
3	住所地と本籍地が異なる戸籍証明書への対応	従来、住所地と本籍地が同じ住民のみ戸籍証明書を交付 →住所地と本籍地が異なる住民への戸籍証明書の交付も可能とする ・本籍地への利用登録申請(キオスク、インターネット) ・利用登録状況確認(インターネット) ・本籍地の戸籍証明書取得(キオスク)

コンビニにおける証明書等の交付の概要



公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の要否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システム構築	利用者ID 及び 暗証番号	個人番号カード及び 住基カードが利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ 構築	利用者証明用電子証 明書の有効性検証	個人番号カードのみ 利用可

市区町村におけるメリット

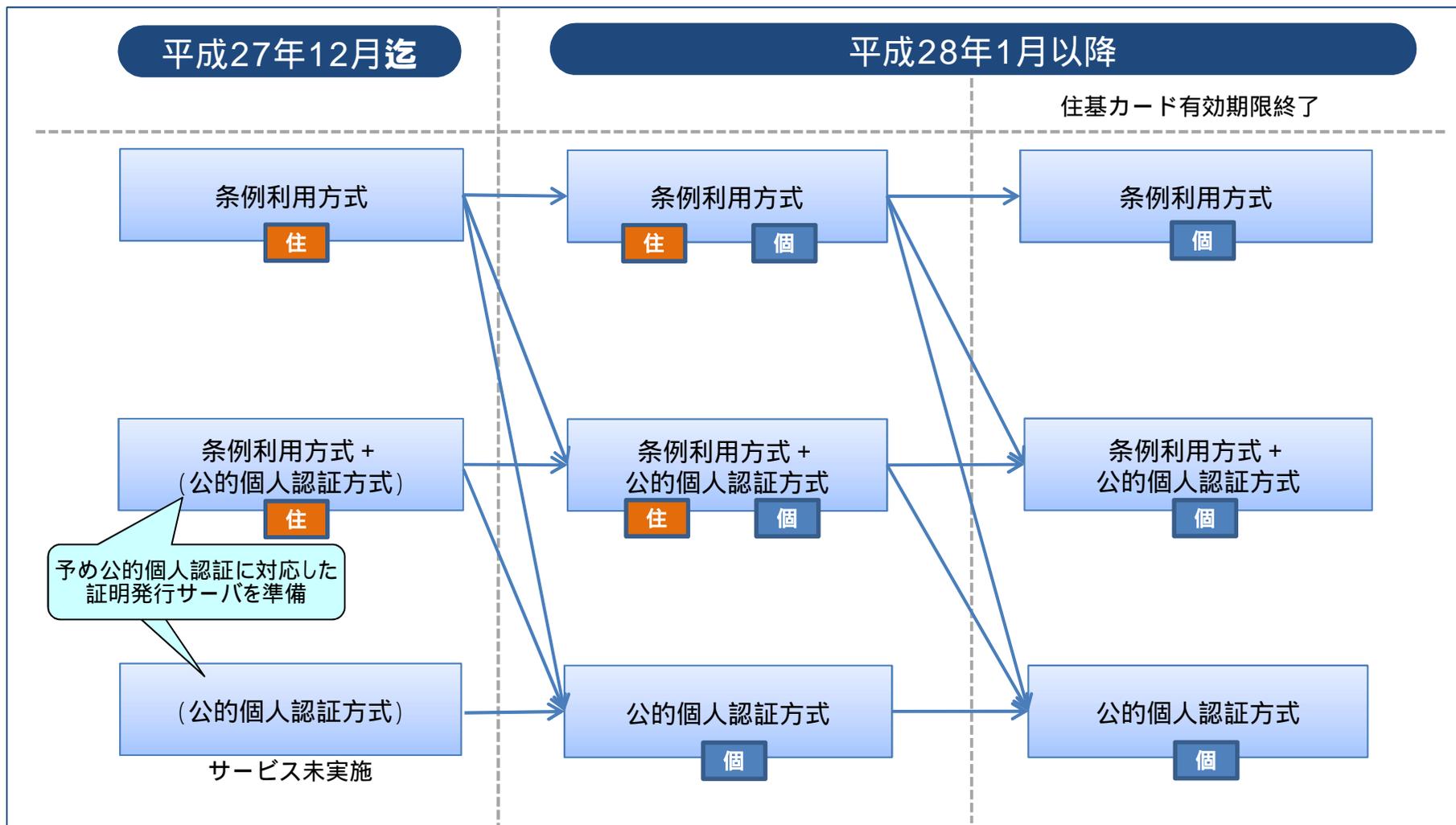
ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っている場合は、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

個人番号カードにおける証明発行サーバの運用パターン

個人番号カード開始に伴う証明発行サーバの運用パターンは以下のとおりです。
 条例利用方式をそのまま利用し続けるけることは可能です。また、平成28年1月以降も、順次公的個人認証方式に切り替えることが可能です。



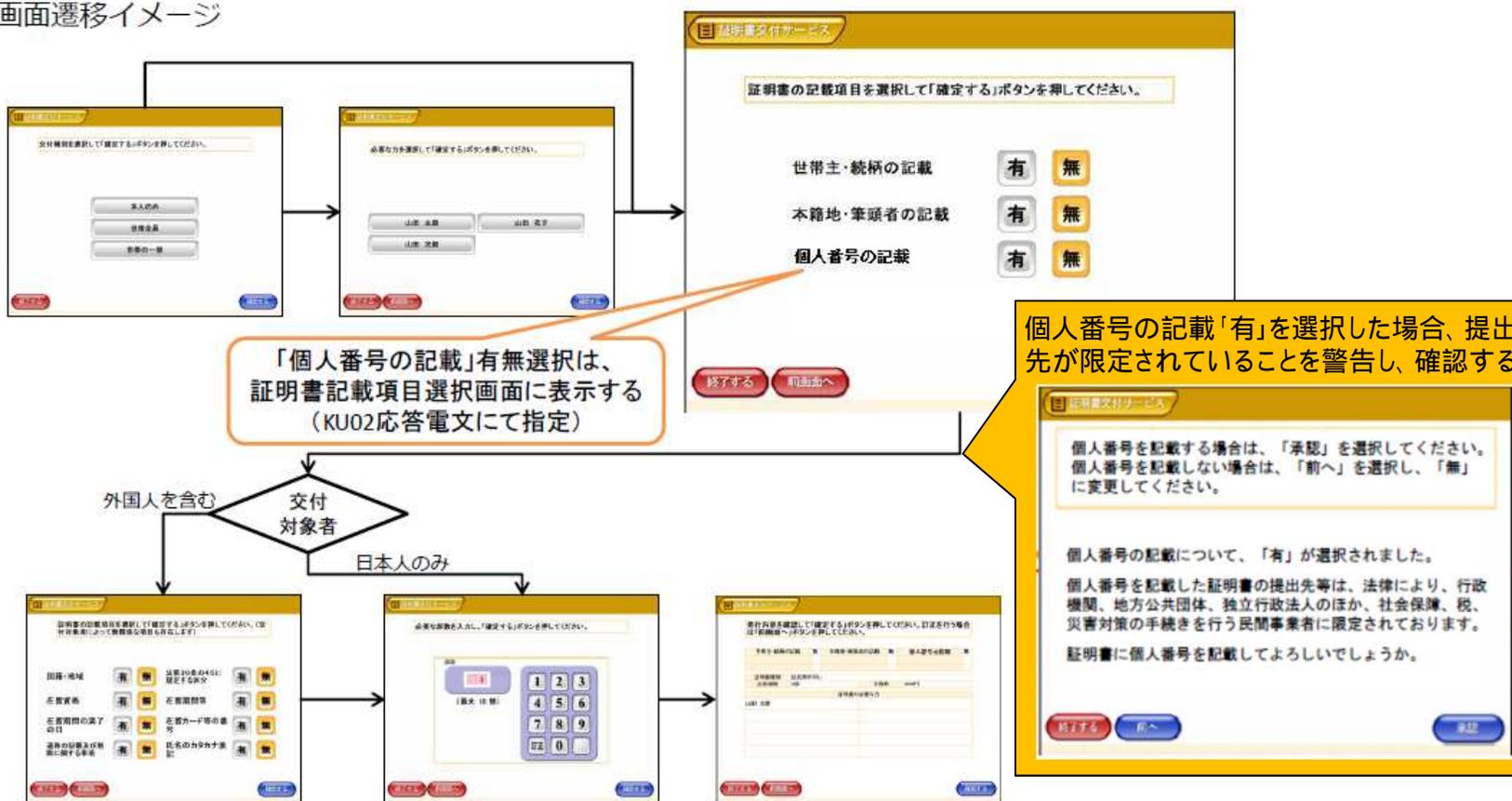
- 個** : 個人番号カードによるコンビニ交付が可能
- 住** : 住基カードによるコンビニ交付が可能

個人番号の記載有無に関する選択機能

広域交付システム
I/F4.0新機能

「広域交付システムインターフェース仕様書（第4.0版）」に準拠することにより、住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付において、利用者が「個人番号の記載」有無について選択することが可能となります。

画面遷移イメージ



証明発行サーバに個人情報と共に個人番号を管理する場合、市町村でPIA(特定個人情報保護評価)の実施が必要となります。

- 案1) 既存住基システムのPIAと一緒に整理(提供先、委託事業者へのリスク対策等を追記)
- 案2) 既存住基システムのPIAとは別に整理

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付

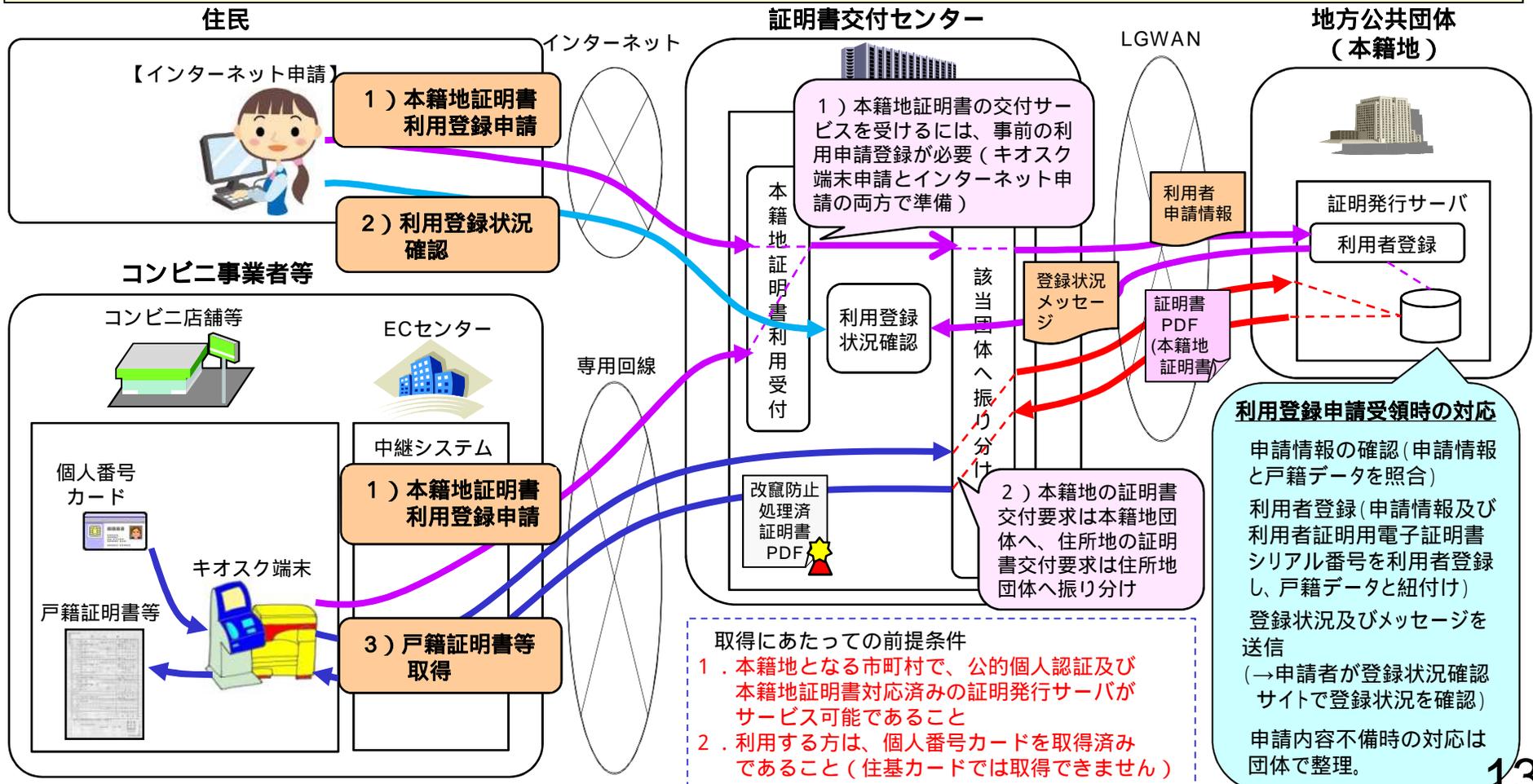
広域交付システム
I/F4.0新機能

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し（以下「本籍地証明書」という。）が取得可能となります。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に本籍地の証明発行サーバに利用登録申請を行う（インターネット or キオスク端末）
本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録（戸籍証明書と利用者の紐付け）を行う。
- 2) 申請番号を登録状況確認サイトに入力し、利用登録完了状態であることを確認する（インターネット）。
- 3) 本籍地の戸籍証明書を取得する（キオスク端末）。

申請受付から利用者登録まで数日かかる想定（郵送より短縮化が図れる）



住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等 広域交付システム I/F4.0新機能

1) 利用登録申請

本籍地市区町村選択画面

照合番号入力画面 (券面事項入力補助AP)

申請情報送信完了画面

2) 利用登録確認

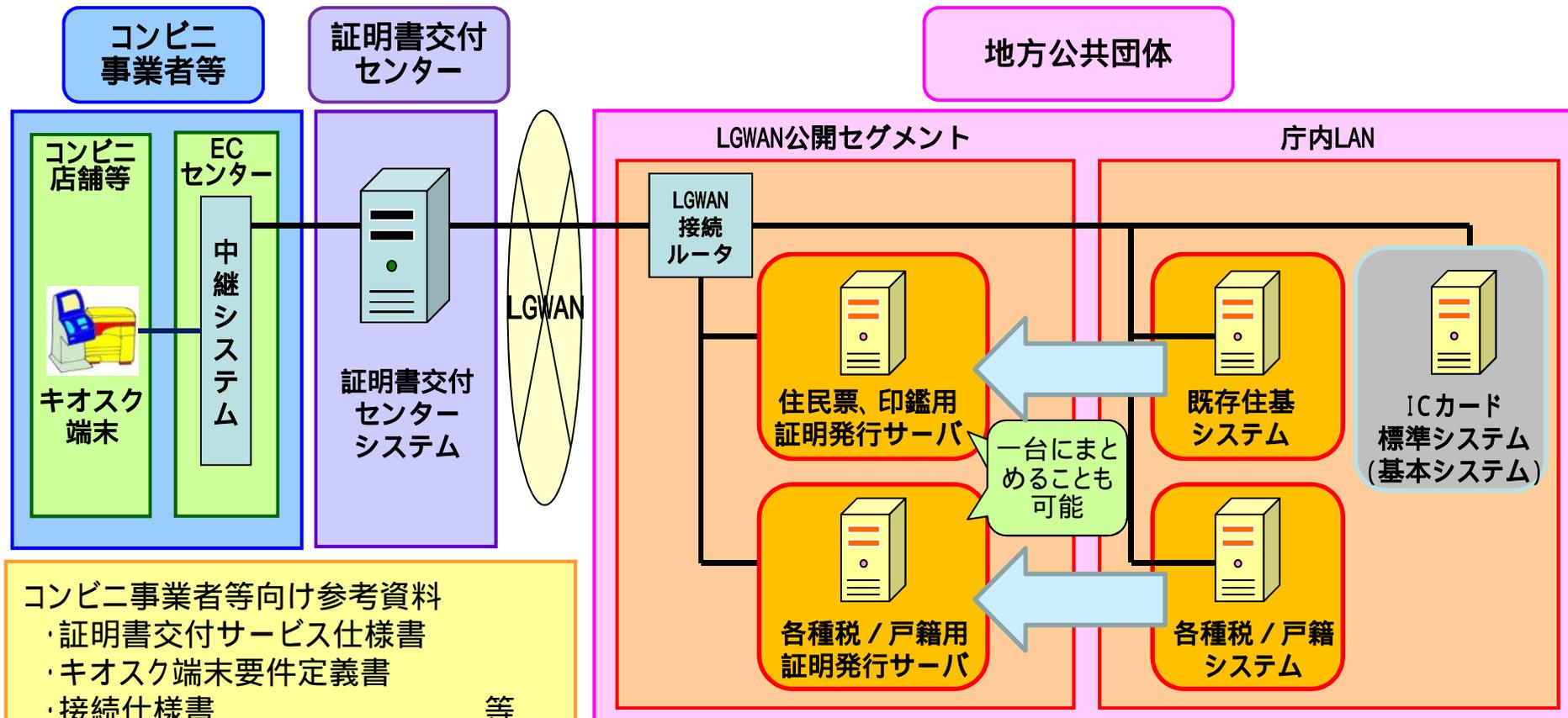
申請番号入力画面

確認結果表示画面

3) 本籍地の戸籍証明書の取得

証明書選択画面

地方公共団体のシステムに必要な要件



コンビニ事業者等向け参考資料
 ・証明書交付サービス仕様書
 ・キオスク端末要件定義書
 ・接続仕様書 等

地方公共団体向け参考資料
 ・システム構築手引書(基本システムサーバ編)
 ・証明書交付サービス仕様書
 ・広域交付システム
 インタフェース仕様書(第4.0版) 等

資料提供を希望される団体は、J-LIS
 研究開発部までお問い合わせください。

証明発行サーバ構築(住・印) 証明発行サーバ構築(税・戸籍)	既存住基システム改修 各種税/戸籍システム改修	LGWAN公開セグメント構築	ICカード標準システム構築 (団体独自条例サービス実施時のみ)
利用者管理、証明書のPDF化、SOAP通信制御、電子契印の作成	証明発行サーバへの住民情報連携	LGWAN セルフASPの構築	・ICカード標準システムの構築 ・カードソケットアプリの調達・設定

市町村側システム構築に係る経費

平成22年度から平成24年度にコンビニ交付に取り組んだ59団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合()、平均で約2,870万円となる。(団体からの自己申告による)

	を除外すると、約2,100万円				証明書交付センターへの接続	標準システム基本システムの新規構築
	住民票の写し、印鑑登録証明書		各種税証明、戸籍証明書			
	証明発行サーバの構築・改修	既存システムの改修	証明発行サーバの構築・改修	既存システムの改修		
最高値	3,680万円	3,777万円	2,006万円	1,355万円	646万円	2,205万円
最低値	234万円	105万円	234万円	126万円	32万円	187万円
平均値	1,128万円	754万円	1,079万円	543万円	212万円	773万円

については、新規開発か、パッケージ利用か等により異なるものと想定。

については、既存システムが汎用機か、オープン系か等により異なるものと想定。

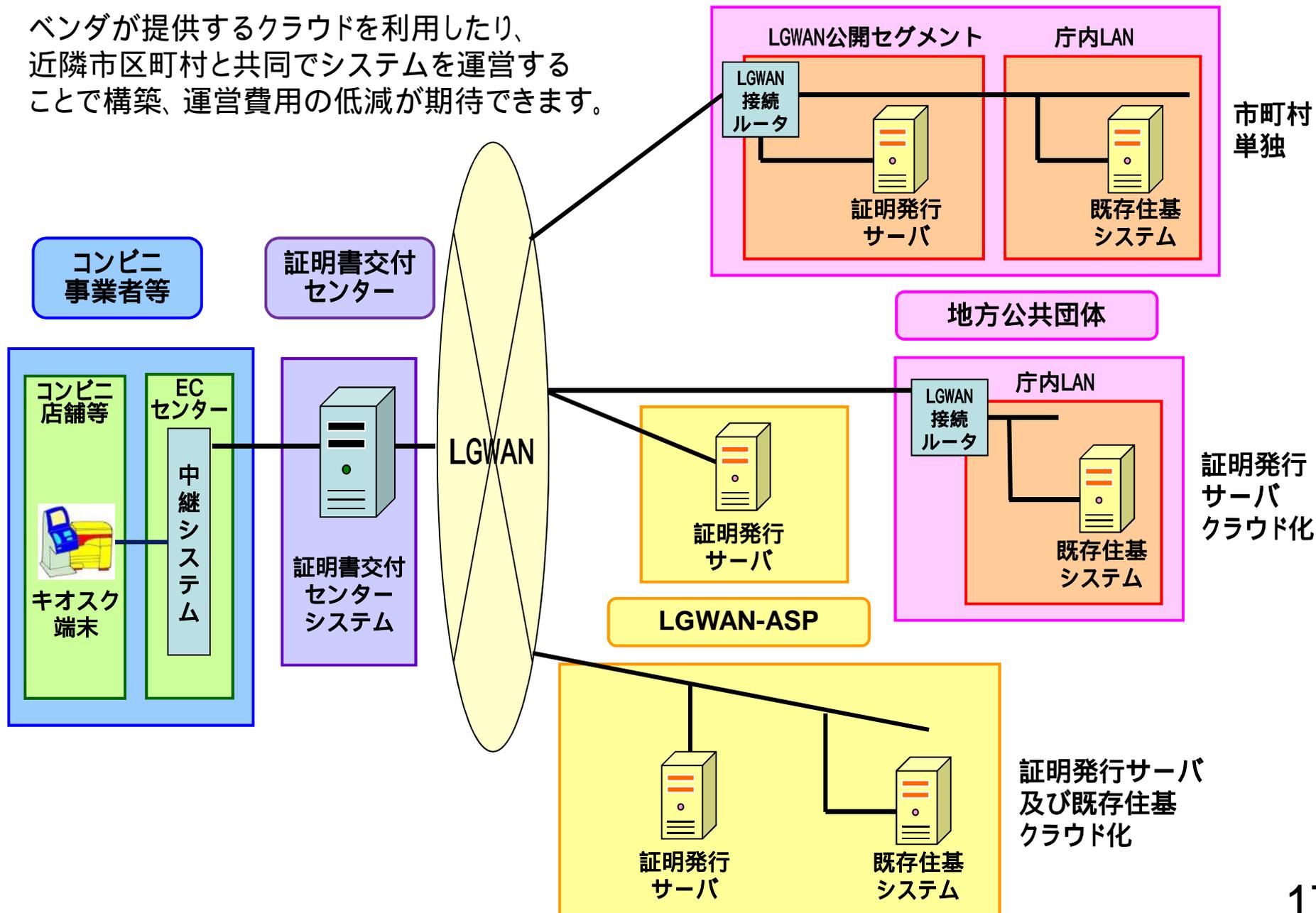
については、庁内LANへの影響に伴う調達機器の台数等により異なるものと想定。

については、端末やカードプリンタ等の台数により異なるものと想定。

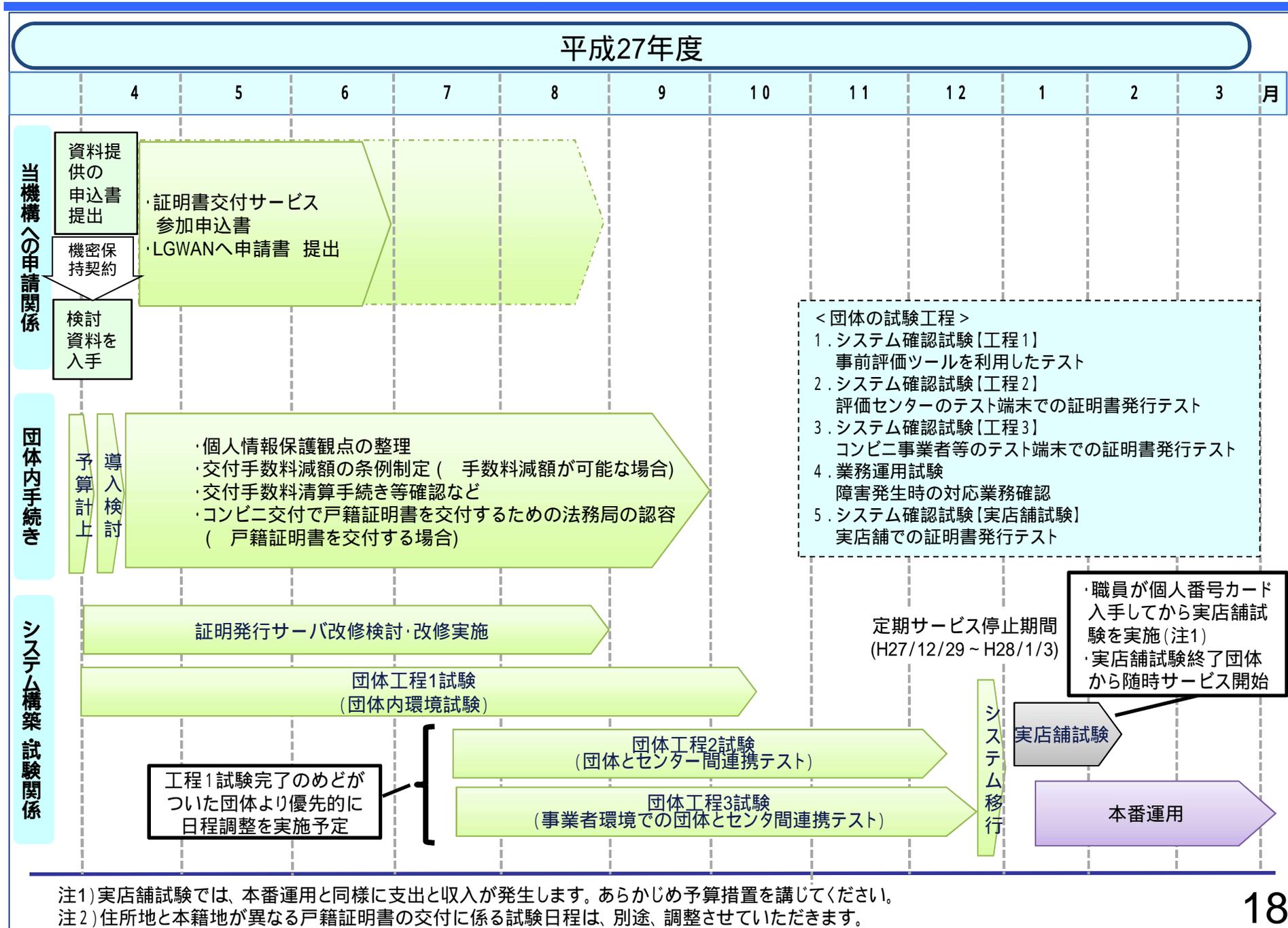
- ・団体が自主財源により支出した事業費については、特別交付税により「上限5,000万円、1/2」の条件で措置。(標準システム等の保守費、証明書交付センターの運営費、コンビニの端末使用料等の経費も対象)
- ・個人番号カードを活用したコンビニ交付のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合に「上限5,000万円、1/2」で特別交付税措置する予定(平成30年度まで)。

地方公共団体のシステムのクラウド化

ベンダが提供するクラウドを利用したり、
近隣市区町村と共同でシステムを運営する
ことで構築、運営費用の低減が期待できます。



スケジュール(平成28年1月新規開始団体)



コンビニ交付の参加条件

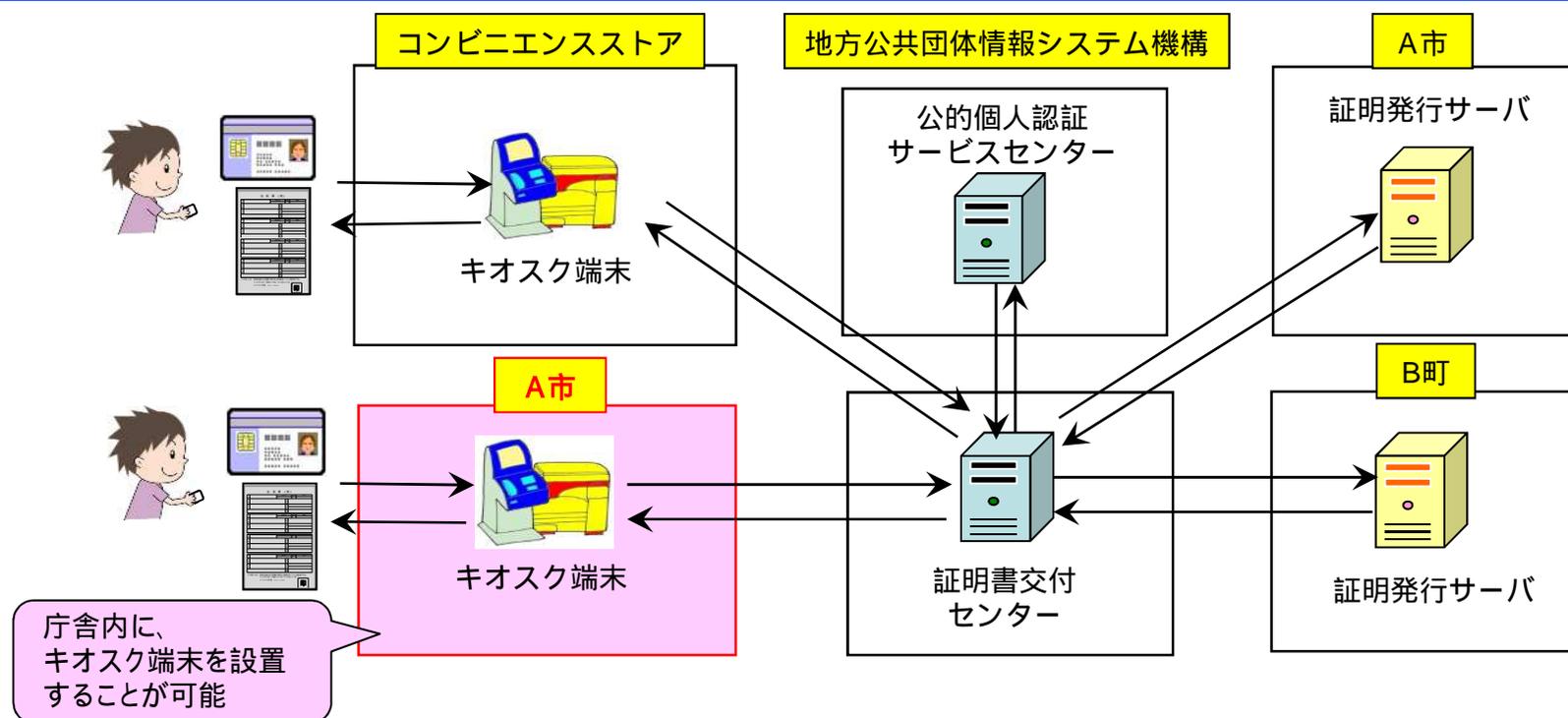
- コンビニ事業者等への委託手数料(1通当たり):123円
- 市町村負担金(1年度当たり)
 - 指定都市(人口100万人以上):1000万円
 - 指定都市(人口100万人未満):800万円
 - 大規模市、特別区(人口15万人以上):500万円
 - 小中規模市、特別区(人口15万人未満):300万円
 - 町村:100万円

一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
新規参加年度について参加月数に基づく月割計算により負担金を算出(平成25年度より実施)。

<参考> 市町村負担金の主な項目

- コンビニ事業者等側回線経費(月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

キオスク端末の庁内設置(市町村がコンビニ事業者等となるケース)



導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能。(自団体のみ(A市のみ)の証明書交付も可能)
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。(コンビニ交付の利用促進が期待される)

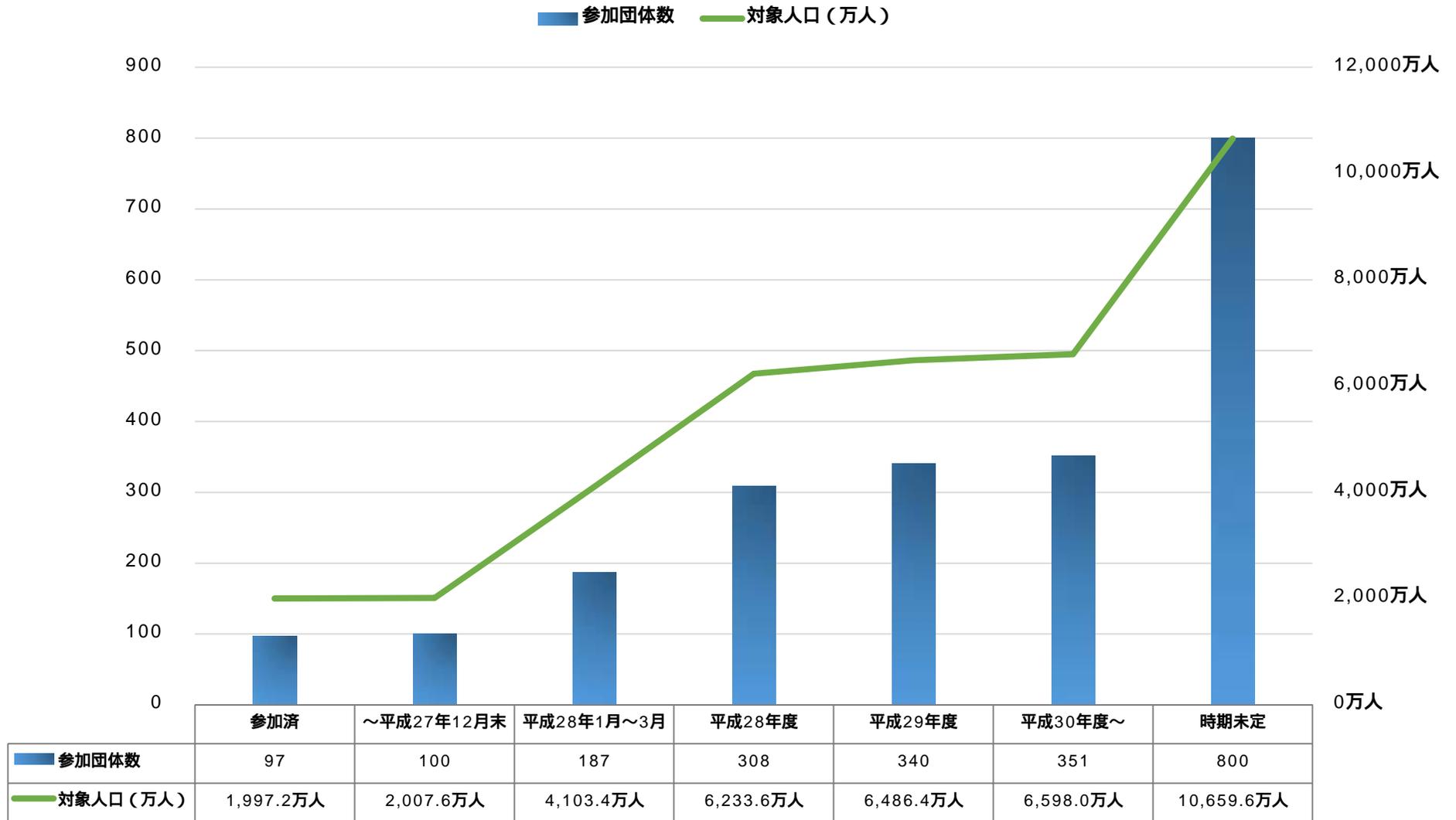
設置の主な条件(市町村での準備)

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置(キオスク端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置)
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用(つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等)

役割分担をJ-LISで別途整理しておりますが、詳細については、市町村とキオスク端末運営事業者で調整をお願いいたします。

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成27年2月(第2回)

参加団体数と対象人口の推移



対象人口は、平成27年1月1日現在の住基人口に基づく

コンビニ交付への期待

参加予定調査アンケート集計 平成27年2月(第2回)

人口段階別における参加団体数と割合

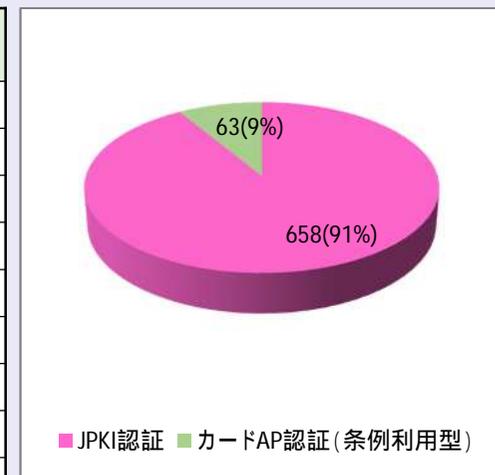
「参加予定なし」を除き累計値

	参加済	～平成27年 12月末	平成28年1月 ～3月	平成28年度	平成29年度	平成30年度 ～	時期未定	参加予定 なし	参加割合
100万人以上	3	3	7	9	9	9	11	0	100.0%
70～100万人	0	0	5	9	9	9	12	0	100.0%
50～70万人	3	3	7	8	8	8	10	1	90.9%
30～50万人	12	12	20	31	31	32	47	3	94.0%
15～30万人	14	14	28	50	52	53	88	10	89.8%
10～15万人	20	20	33	48	57	60	93	13	87.7%
5～10万人	23	24	43	71	81	83	206	64	76.3%
3～5万人	9	9	18	39	45	46	123	118	51.0%
3万人未満	13	15	26	43	48	51	210	732	22.3%
合計	97	100	187	308	340	351	800	941	46.0%

参加しない理由

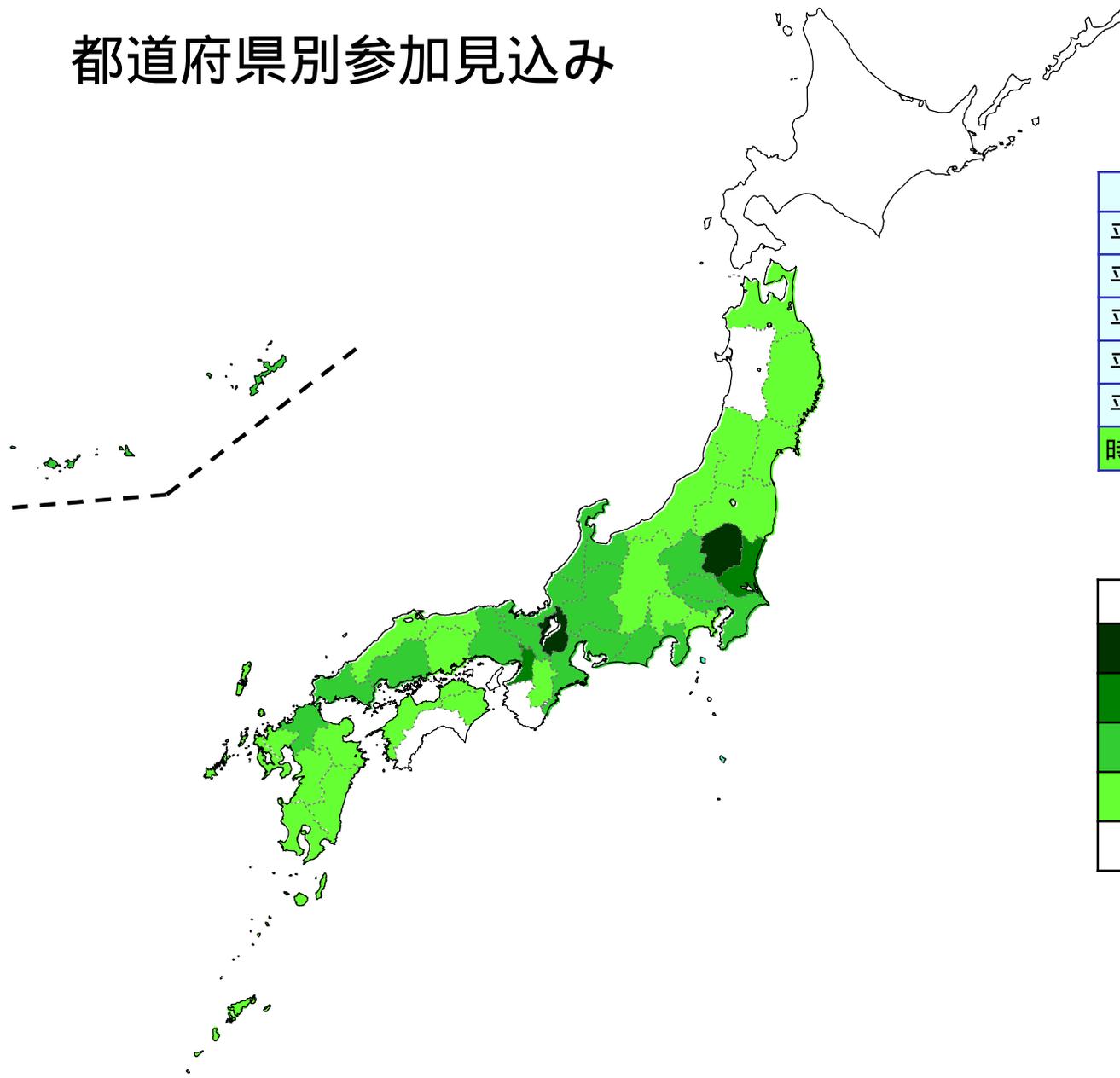
	団体数	コンビニ店舗が 少ない	予算の目途が 立たない	住民のニーズが ない	その他 (カード 普及様子見など)
100万人以上	0	0	0	0	0
70～100万人	0	0	0	0	0
50～70万人	1	0	0	0	1
30～50万人	3	0	0	0	3
15～30万人	10	0	1	0	9
10～15万人	13	0	1	1	11
5～10万人	64	8	18	9	29
3～5万人	118	12	21	11	74
3万人未満	732	234	269	190	50
合計	941	254	310	211	177

認証方式



コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成27年2月(第2回)

都道府県別参加見込み



コンビニ交付サービス対象人口

時期	団体	人口(累計)
平成27年4月	100	2,008万人
平成28年3月	187	4,103万人
平成29年3月	308	6,234万人
平成30年3月	340	6,486万人
平成31年3月	351	6,598万人
時期未定含む	800	10,660万人

都道府県別団体普及率見込み (参加団体 / 団体数)

参加割合	都道府県数
90%以上	2
75%以上90%未満	2
50%以上75%未満	17
25%以上50%未満	22
25%未満	4

都道府県普及見込み

47 / 47 都道府県

コンビニ交付へのご理解を深めていただくために

コンビニ交付関連説明会への講師派遣のご案内

都道府県をはじめとする地方公共団体が、独自で企画される説明会等について、コンビニ交付の事業成果及び各種関連情報のご紹介の内容で講師を派遣することで協力・支援することとしております。講師派遣に係る費用は当機構が負担いたします。近隣等複数の市町村でご調整の上、お申込みください。

講師派遣の詳細は、以下のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/kenkai/jyuukicard/jcardseminar/cms_92960720108.html

コンビニ交付及びICカード標準システムの最新資料(個人番号カードに対応した広域交付インタフェース仕様書等)を順次公開しています。

資料提供申し込み手続きの詳細は、以下のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/kenkai/jyuukicard/cms_91522020.html

おわりに

本件に係るお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

地方公共団体情報システム機構 研究開発部

電話：03 - 5214 - 8002

ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/>

以下、參考資料

ICカード標準システムの利用状況及び経費

【利用状況】

(単位:団体)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ICカード標準システム利用市区町村数	32	48 (+16)	67 (+19)	82 (+15)	103 (+21)	111 (+8)	113 (+2)	131 (+18)	134 (+3)	143 (+9)	157 (+14)	163 (+6)
多目的利用市区町村数	63	81 (+18)	102 (+21)	127 (+25)	152 (+25)	160 (+8)	162 (+2)	182 (+20)	185 (+3)	202 (+17)	216 (+14)	確認中

【導入費用】

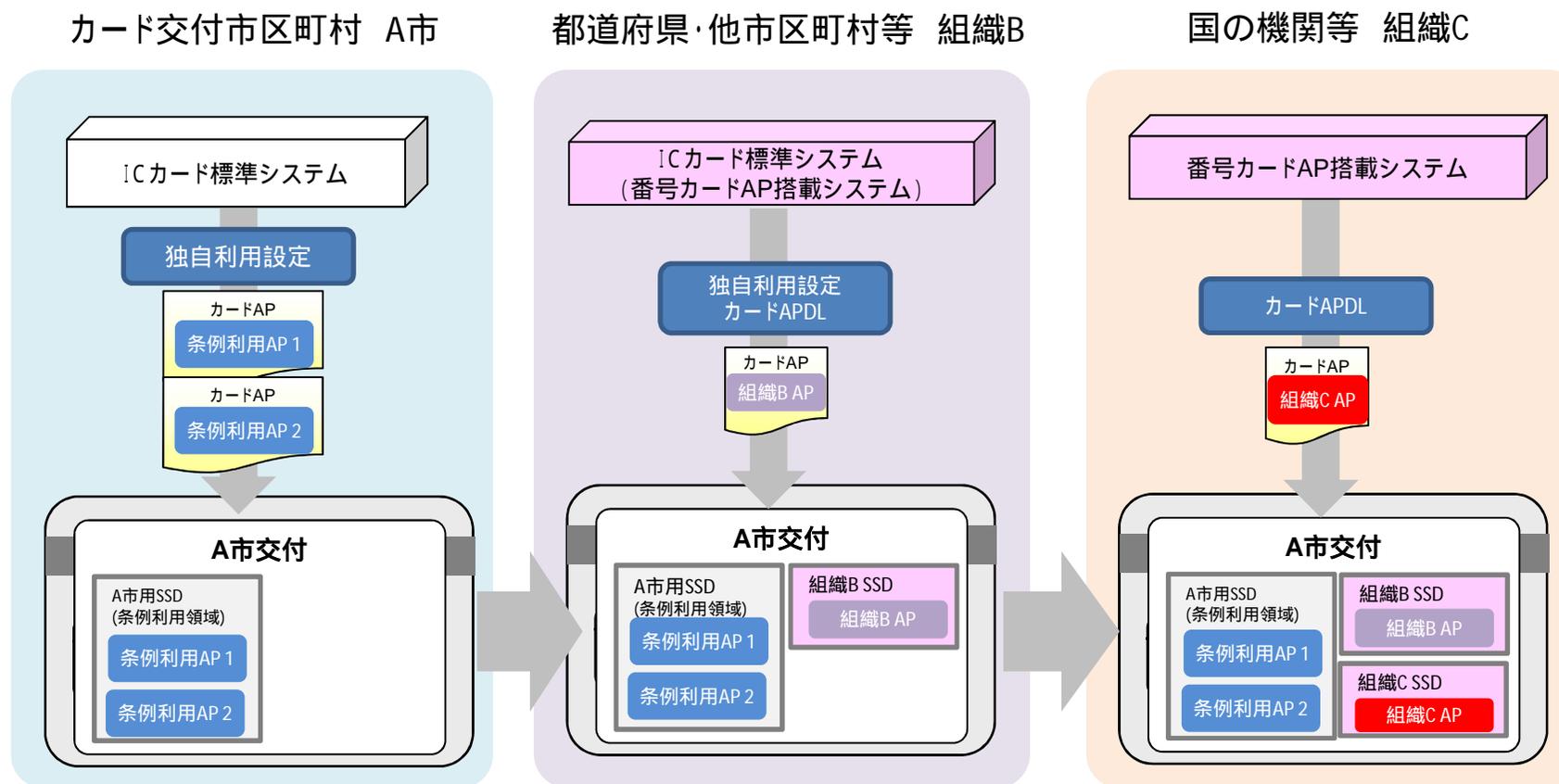
ICカード標準システムのソフトウェアは無償で提供しておりますので、機器(サーバ、ミドルウェア等)の調達及びシステムのセットアップ作業をお願いします。

【保守費用】

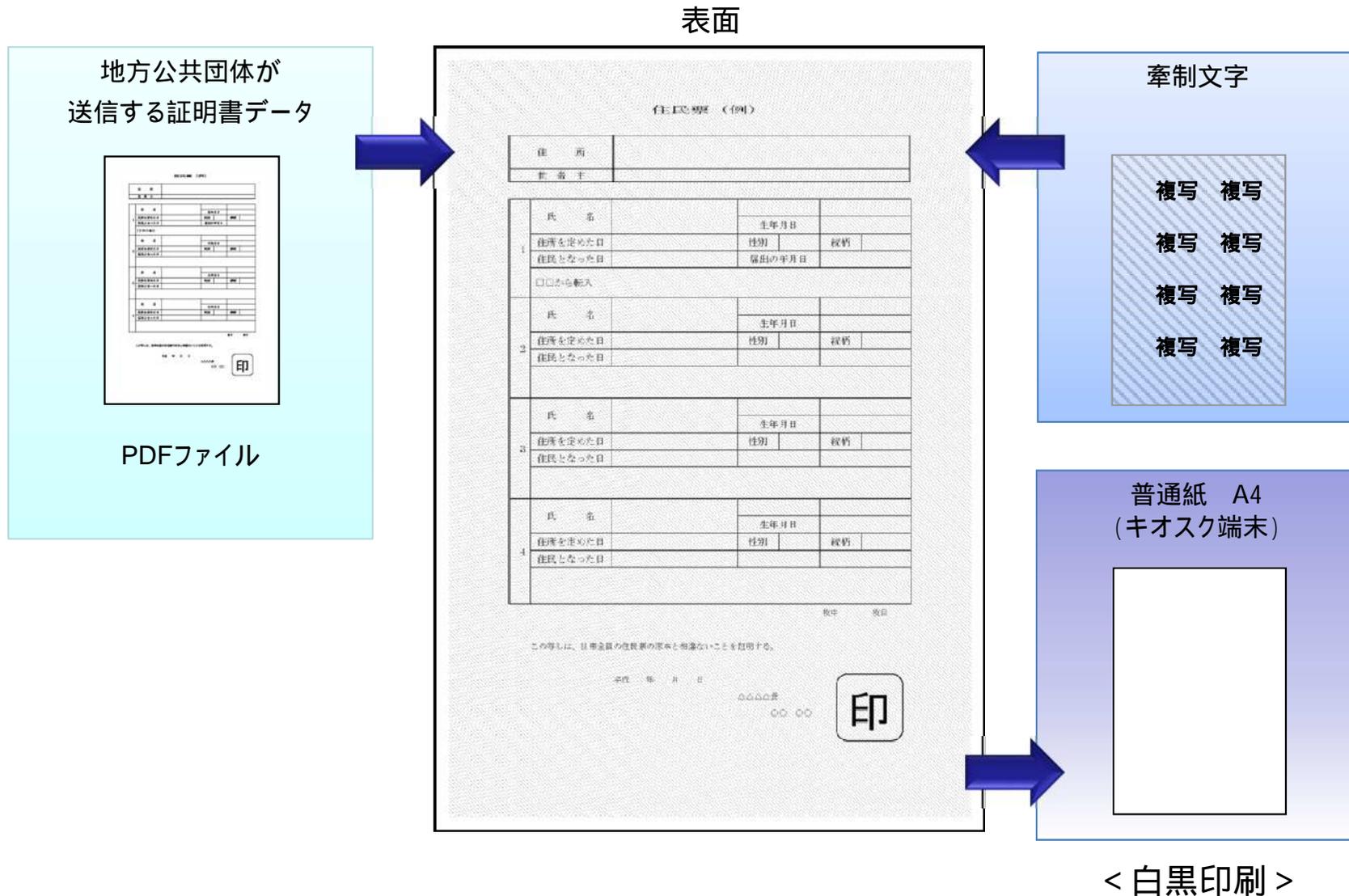
- ・保守費用は、1年間を単位として定めるものとし、基本システム毎に年間保守費用904,762円(税抜き)が必要です。(新規利用初年度については、利用月数による月割計算にて、保守費用を算出。)

個人番号カードアプリケーション搭載システム

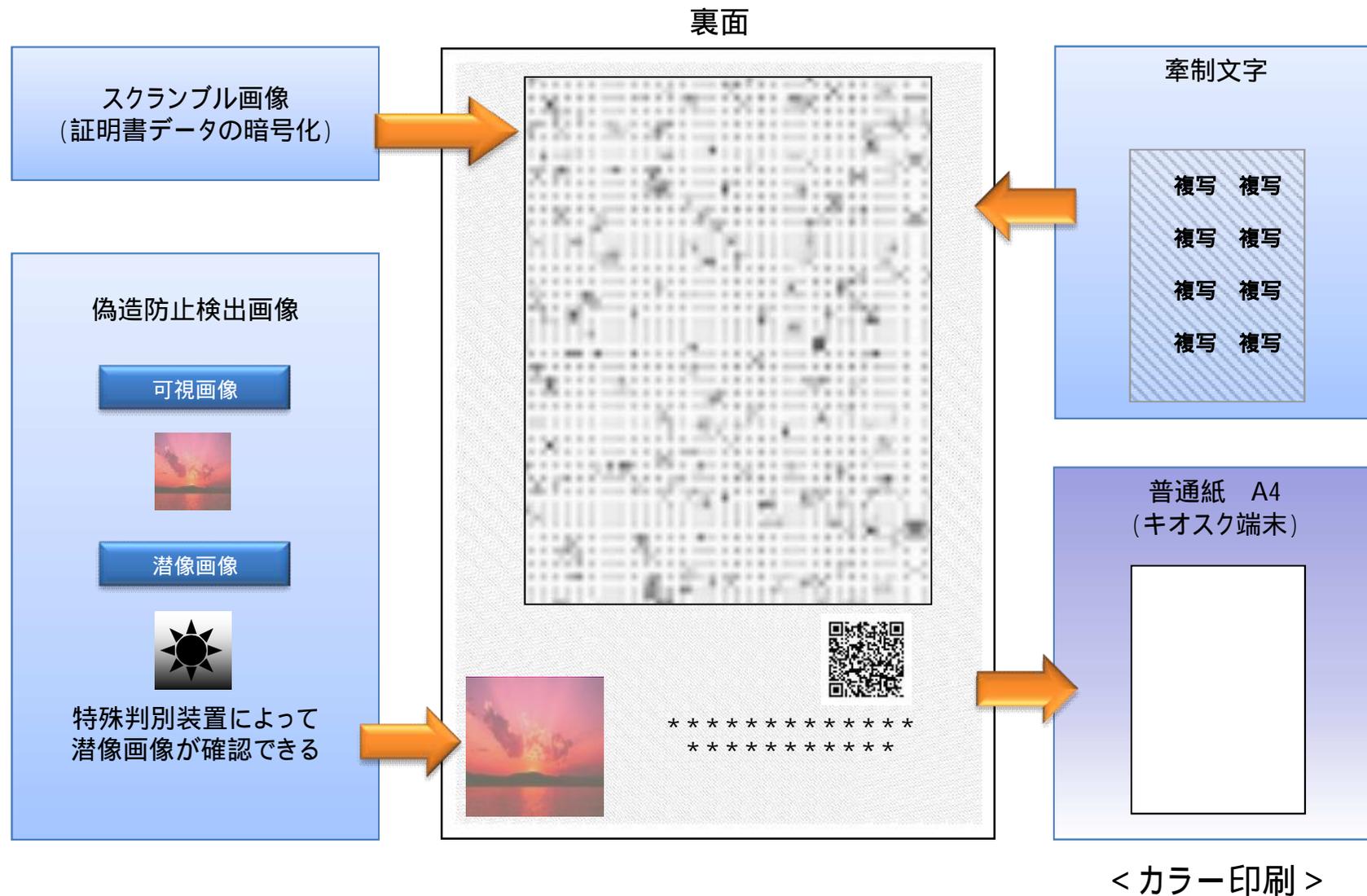
- ・ICカード標準システムは、個人番号カード及び住基カードの条例利用領域にカードAPを搭載することが可能。
- ・個人番号カードには、条例利用領域以外に、将来利用のための予約領域があり、当該領域にアプリケーションを搭載できる個人番号カードアプリケーション搭載システム(番号カードAP搭載システム)を開発する予定である。(平成28年4月以降リリース予定。)将来利用のための予約領域は、国、都道府県等が政令利用として利用可能となる以外に、交付市町村以外の他市町村も条例利用としての利用が可能。
- ・条例利用領域に搭載したカードAPIは、引っ越した場合に領域自体がクリアされるが、将来利用のための予約領域に搭載したカードAPIは引っ越してもクリアされない。
- ・番号カードAP搭載システムは、ICカード標準システムに組み込んで使用することも可能。



コンビニ交付における印刷のイメージ(おもて面)



コンビニ交付における印刷のイメージ(うら面)

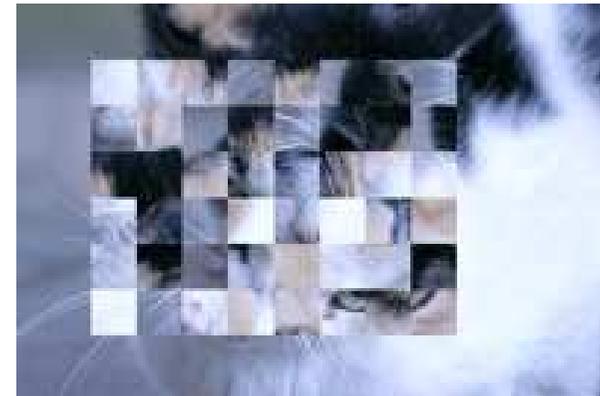


スクランブルによる改ざん防止技術

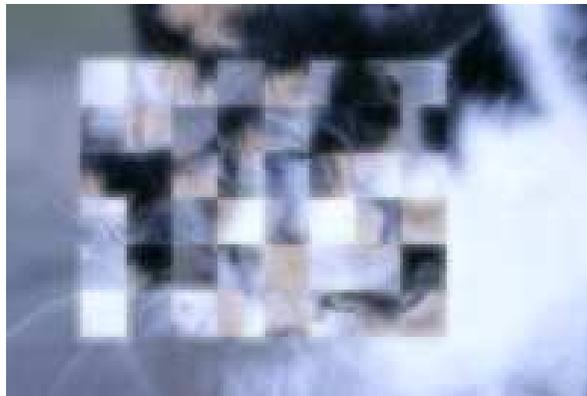
- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能



スクランブル



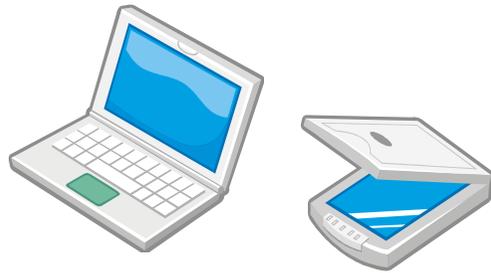
多少劣化しても



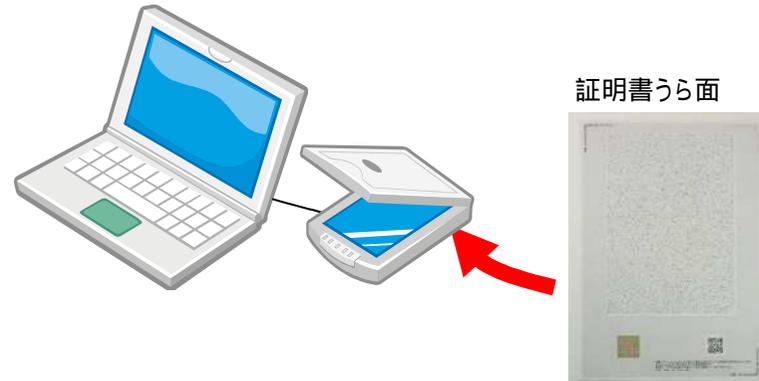
復号



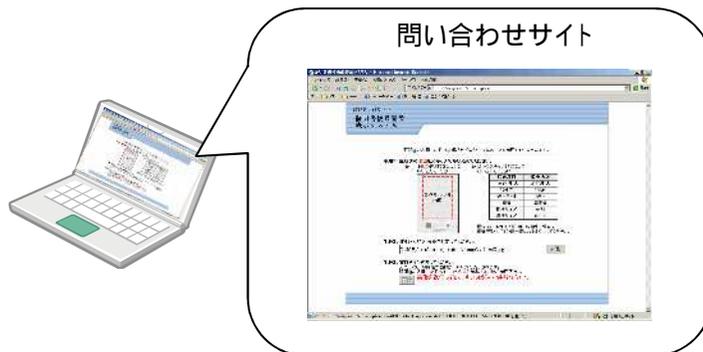
スクランブル画像の確認の流れ



インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。



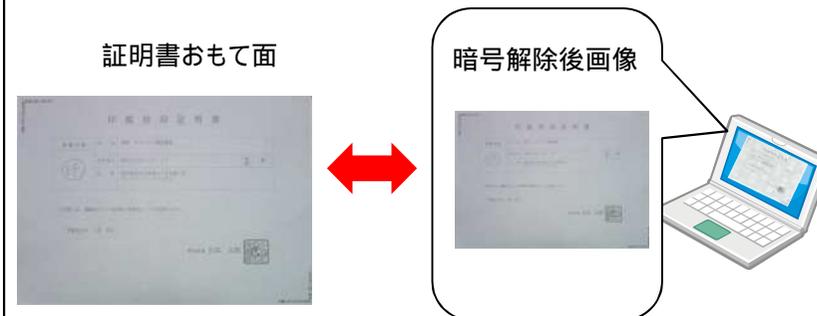
お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。



問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL

<https://cdid.lg-waps.jp/>



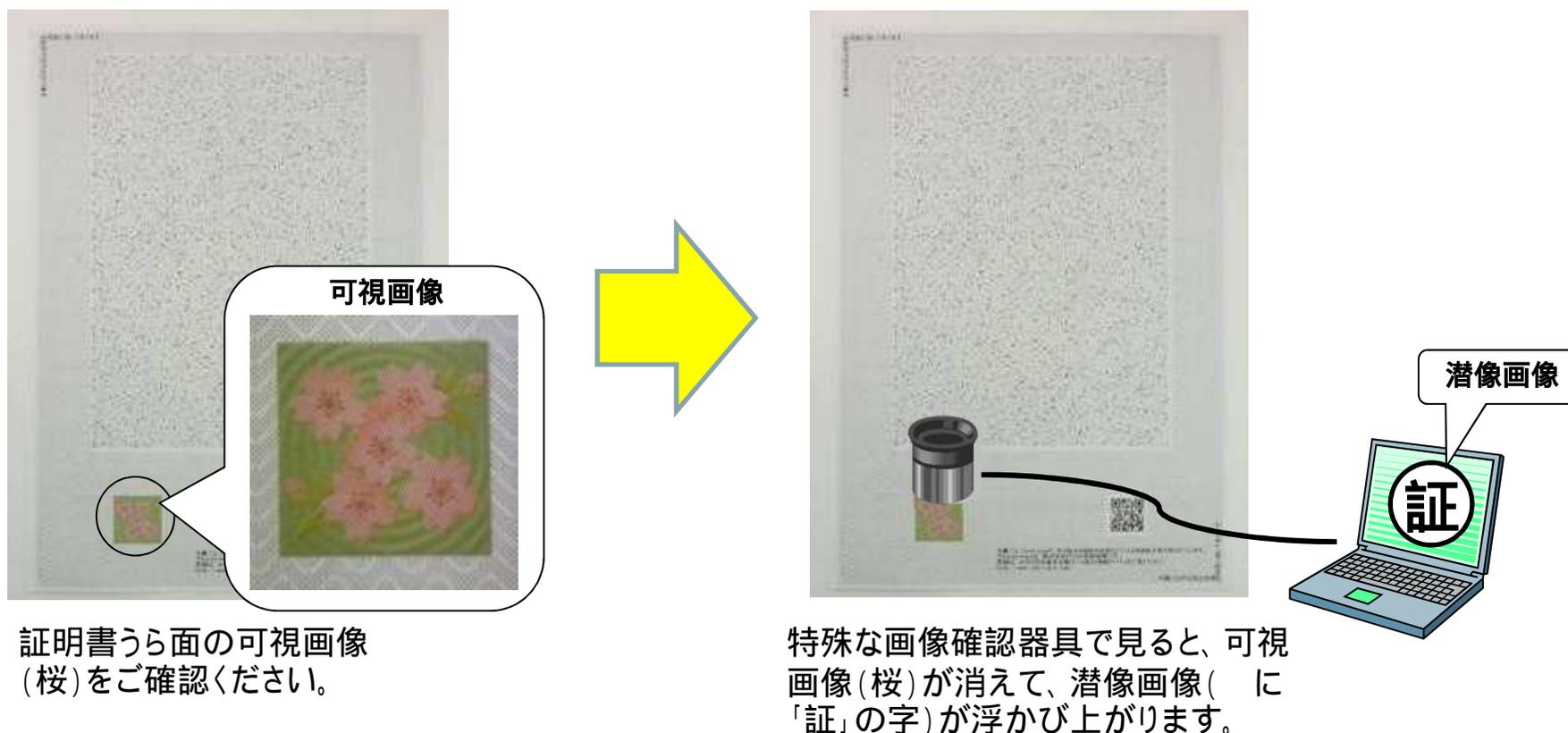
暗号を解除した画像が画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

偽造防止検出画像の確認の流れ

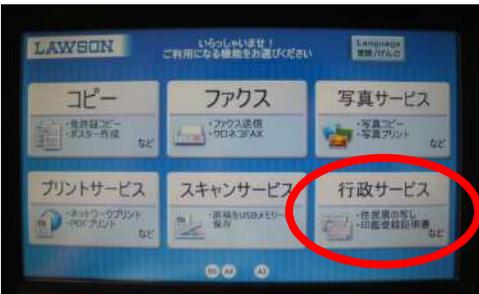
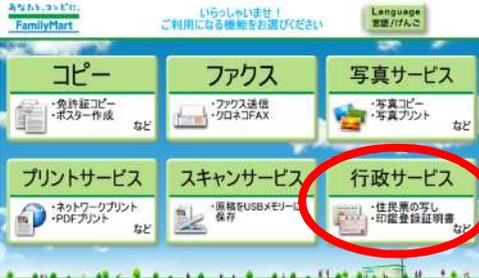
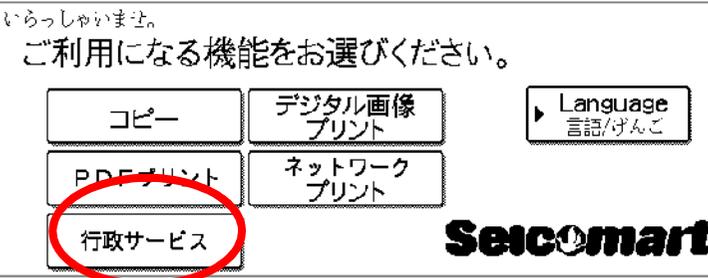
偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像(可視画像)に加え、可視画像の裏に隠れている画像(潜像画像)が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

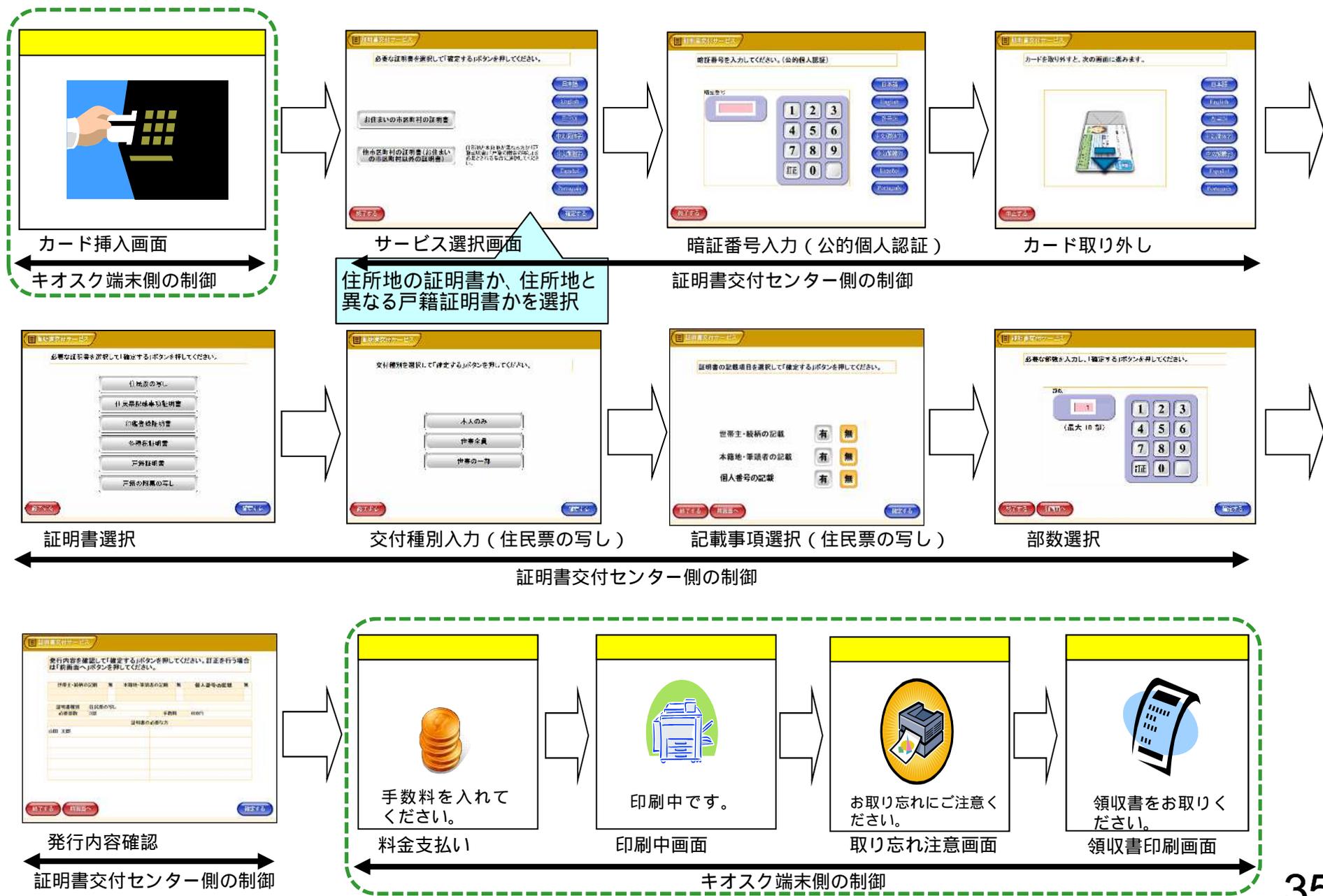
偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。



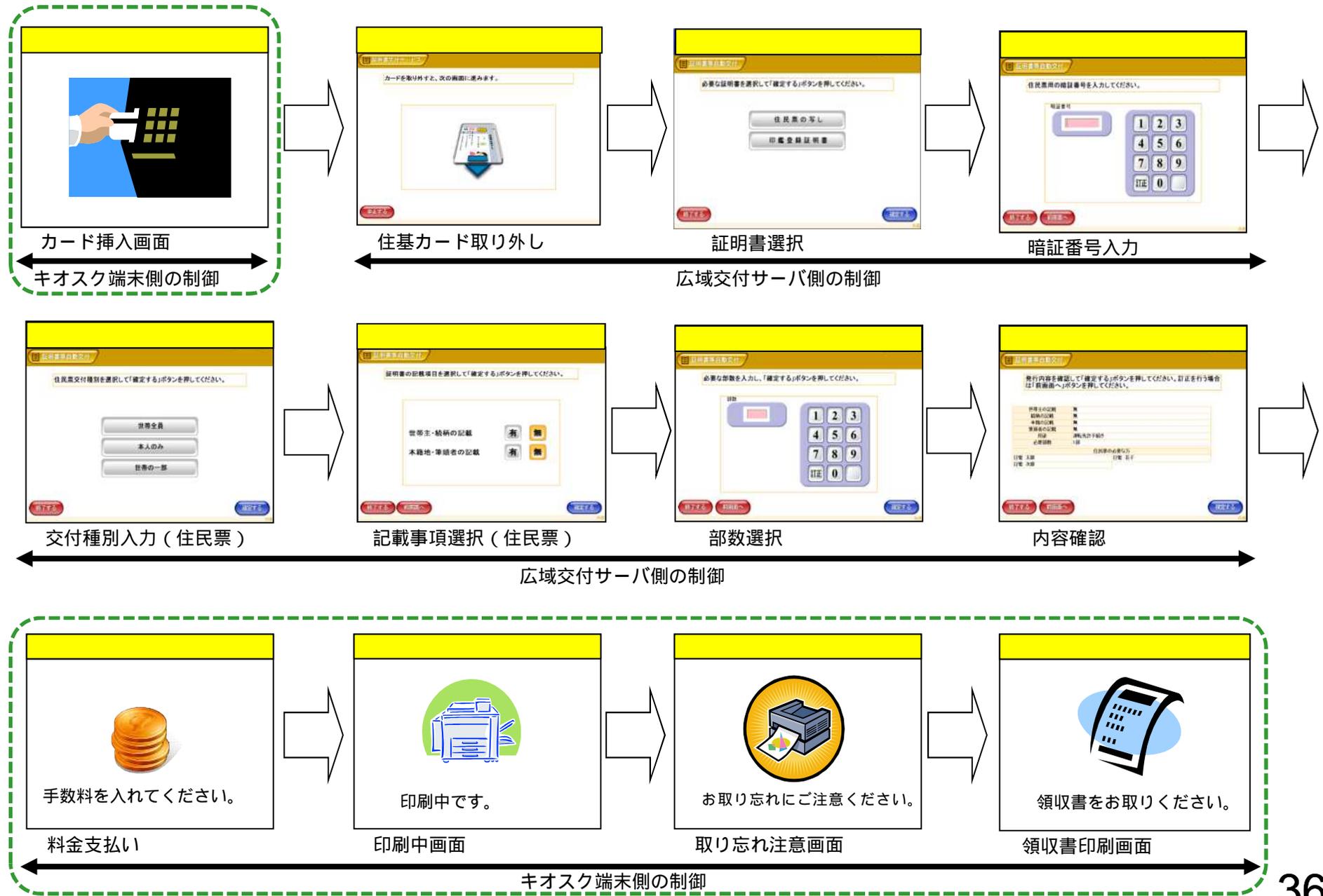
キオスク端末のイメージ

<p>イセ レブン ン・</p>	 	<p>ロー ソン</p>	 
<p>サー クル ク</p>	 	<p>マ ー ト</p>	 
<p>北 東 北</p>	 	<p>マ ー ト</p>	
<p>リ イ オ ン</p>		<p>チ サ ク ン</p>	

証明書取得時の画面遷移 (公的個人認証の場合)



証明書取得時の画面遷移 (条例利用の場合)



税・戸籍・附票の写し交付時の画面イメージ(トップ画面)

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し

住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

市町村の証明発行サーバからの応答にて、利用可能な証明書として、選択されたボタン及び説明文が表示される。

課税証明書、納税証明書を交付しております。

サービス提供時間は8時から18時までとなります。

サービス提供時間は8時から18時までとなります。

終了する

確定する

コンビニ交付の多言語対応

コンビニ交付では平成26年6月より、多言語(6ヶ国語)対応を実施しています。

対応言語: 英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

多言語対応する証明書の種類: 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

画面サンプル

言語選択

英語

中国語(簡体)

中国語(繁体)

日本語

韓国語

スペイン語

ポルトガル語

コンビニ交付参加のメリット

	自動交付機	コンビニ交付
自動交付機の調達	経費負担が発生	キオスク端末利用のため調達不要
設置場所を管理する事業者との交渉	経費負担が発生、なかなか応じてくれない	コンビニ事業者等单位での参加のため不要
紙詰まり等のトラブル対応	市町村職員が対応	コンビニ店舗の店員が対応
料金の回収	市町村職員が対応	コンビニ事業者等へ委託
改ざん防止のための専用紙の調達・管理	市町村職員が対応	普通紙利用のため不要

自動交付機を駅や商業施設、コンビニ店舗等に設置しようとする、
経費負担や市町村職員の対応が発生

コンビニ交付に参加すると

負担金と委託手数料が発生するが

コンビニ交付のメリットは大きい

